

WE LOVE 40's PROJECT

“争続”するのはご勘弁!!



読者のギモンに専門家が回答

こんなときはどうすればいいの?

知っている
知らないとは
大違い

家はどのように分けたいのでしょうか? (伊丹市, 34)

A 例えば長女が親と同居し、住み続ける場合、単独名義にするならその分の補償(代償金)をほかの兄弟姉妹に払います。それが無理なら兄弟姉妹で共有することに。もしこれに納得できずに裁判となれば、最終的には家を売却し、その費用を分けるように判断がくだされることがあります(小島さん)。

口約束だけで遺言書がない場合はどうなるの? (茨木市, 38)

A 「死んだらあげるわ」という約束は、法律上は「死因贈与」と言いますが、親族間で争いとなったときは、その約束の存在を証明する必要があります。やはり遺言の作成が確実です(小島さん)。

夫婦だけで子供がいません。二人の死後、預貯金は疎遠な親族の手に渡るのでしょうか? (茨木市, 46)

A 夫婦の死後、相続人がまったくいなければ、財産は国に渡ります。夫婦に子供がいれば、財産の相続権は子供までですが、子供がいらない場合は、夫婦の親や兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が亡くなっていけば、その子供が相続人となります。このように「疎遠な親族、や国に財産が渡ってほしくないなら、遺言を残し、施設や自治体など寄付をしたい団体に財産を譲るようすることもできます(小島さん)。

離婚した旦那が亡くなり負債請求が子供たちにきて困った(豊中市, 44)

A 相続放棄を検討します。通常、死亡後3カ月以内にしなければいけません。別、離れていて死亡を知らなかった場合は、そのときは死亡を知ってから3カ月以内で数えます。3カ月を経過したあとで債権者から請求があった場合も、その請求によって初めて借金のことを知ったのであれば、相続放棄が認められることもあるので、専門家に相談を。問題なのは、ほかにプラスの財産があって、すでに処分などしてしまったとき。「相続することを受け入れた」とみなされるため、プラスの財産の処分は、ほかに負債などがないか確認してから行いましょう(小島さん)。

専門家に依頼するといくらかかる? (神戸市, 39)

A 相場は相続分の1%程度。自分でできることもあるので、依頼する作業量で費用は変わってきます(長嶋さん)。かつては弁護士会ごとの報酬規定があり、これによると相続分に争いのない場合、財産が300万円までの部分は、財産の3分の1の8%、300万円を超える部分については財産の3分の1の5%となっていました。廃止された今も目安にはなっていますが、弁護士ごとにより異なります(小島さん)。

課税対象者が増える?! **税制改正**に注目を

2年ほど前から、税制改正で相続税の基礎控除額が変更されると言われ続けていますが、見送られています。現時点の控除額は5000万円+1000万円×法定相続人の数。これが改正案では3000万円+600万円×法定相続人の数に。4人家族で法定相続人が妻と子2人の場合、8000万円から4800万円へ。4800万円以上の相続分があれば税金がかかることとなります。長嶋さんは「都市部だと土地の価格も高いので、家と退職金と預貯金を合わせて対象になる人は全国平均よりも多くなるはず」と言います。生前贈与で節税することもできるので、課税対象になりそうな人は、税制改正の動きをチェックして対策を考えたいほうがよさそう。

webでチェック!

ほかにもこんな質問・体験が

- 遺留分を求められ多額の現金が必要になり、両親は大変悩んでいた
- 親から受け継いだ家を残したいが、子どもが離れて暮らしている
- 法定相続人以外に相続させる場合の問題点...など



専門家の回答はえるこみ関西で

えるこみ関西

検索

<http://www.lcomi.ne.jp/kansai/>

※この記事は、リビング大阪・神戸11エリア2012年3月17日号に掲載されたものです。